

# しょうがいしゃさべつ 障害者差別のないまち

## だれ 誰もが暮らしやすい

# まち

みんなで  
とりくむ

みんなかんがで考えてつくろう  
差別さべつのない社会しゃかい

しょうがいしゃさべつ  
障害者差別  
かいしょうほう  
解消法

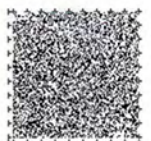


わたしたちの住むまちには、さまざまな人がいます。誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人には、社会参加をさまたげる障壁や差別があるのです。

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、そのような障壁を取り除き、障害を理由とした差別をなくすことが欠かせません。そのための望まれる配慮は、すでにいろいろところで実践されていますが、よりいっそう広め、障害への理解を深めていくことが大切です。

障害者差別のないまちは、誰もが暮らしやすいまちなのです。

このマークは、音声コードです。活字読み上げ機能をもった機器を使用することにより、記載内容を音声で聞くことができます。





# しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう 障害者差別解消法

って、

しょう がい り ゆう さ べつ ほう りつ  
「障害を理由とする差別」をなくすための法律です

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう くに し く ちょうそん ぎょうせい き かん かいしゃ  
障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社や  
おみせ などの 民間事業者の、しょうがい 障害がある人に対する「しょうがい りゆう  
理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。しょうがい 障害がある  
なしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合い  
ながら共生できる社会をつくることを目的としています。



この法律で  
対象となる  
しょうがい 障害のある人とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

この法律で  
対象となる  
民間事業者とは？

目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

しょうがい ひと ふ とう さ べつ てき  
障害のある人への「不当な差別的とりあつかい」と  
合理的配慮の不提供が禁止されます！

ふ とう さ べつ てき  
不当な差別的とりあつかい

正当な理由がないのに、しょうがい 理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、しょうがい 障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



合理的配慮の不提供

しょうがい ひと なん はいりよ もと いし  
障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁」（P3 参照）を取り除く配慮をしないことです。



● 知的障害などにより本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介護者、支援者などが意思の表明をすることもできます。



# どんな法律なの？

## 合理的な配慮が必要な「社会的障壁」って、 具体的にどんなこと？

心身の障害によるものだけでなく、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるさまざまなもので、次のような**事物**、**制度**、**慣行**、**観念**などがあげられます。特に女性やこどもの場合は、その特性に応じた配慮も必要です。



### 社会的障壁の具体例

**道路の段差**

3センチ程度の段差でも車いすは進めなくなります。

**書類**

難しい漢字ばかりでは、理解しづらく人もいます。

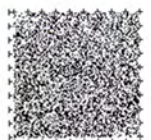
**ホームページ**

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

## この法律で守らなければならないことのポイント

	障害者差別解消法		東京都の条例
	国・地方公共団体など	民間事業者	民間事業者
<b>不当な差別的とりあつかいの禁止</b>	<b>禁止</b> 不当な差別的とりあつかいが禁止されます。	<b>禁止</b> 不当な差別的とりあつかいが禁止されます。	<b>禁止</b> 不当な差別的とりあつかいが禁止されます。
<b>合理的配慮の不提供の禁止</b>	<b>義務</b> 障害者に対して合理的配慮を行わなければなりません。	<b>努力義務</b> 障害者に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません。	<b>義務</b> 障害者に対して合理的配慮を行わなければなりません。

- 合理的配慮は、行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、さまざまな配慮が求められます。そこで、行政機関などは率先して取り組むように法的義務とし、民間事業者などは努力義務として、各分野の対応指針による自主的な取り組みが促されています。
- 都内で事業を行う民間事業者などは、平成30年10月1日施行の都条例により、「合理的配慮の提供」は、義務となりました。



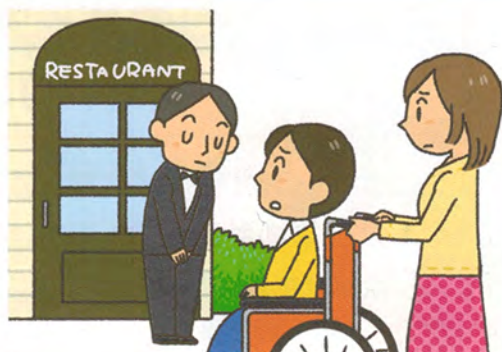


# こんなことで

# しょうがいひと 障害のある人を

## 三例① お店で

レストランなどの飲食店に入ろうとしている障害のある人を、車いすを利用しているということを理由に断った。



## 三例② 入会手続きで

スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとする人が、障害があることを伝え、そのことを理由に断った。



## 三例③ 賃貸契約で

アパートやマンションを借りようとする人が、障害があることを伝え、そのことを理由に部屋を貸さなかった。



## みなさんも ちゅうい 注意しましょう！

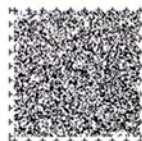
しょうがいしゃ さべつかいしょうほう ぎょうせい きかん みんかんじ  
障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人の個人的な関係などで法律に違反しても罰せられることはありませんが、すべての人が障害への理解を深めることは大切なことです。

## こんなことはやめましょう

①



でんしゃ やうせんせき やうせん ちが  
✕ 電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くに障害のある人がいても席をゆずらない。





# 困らせてはいけません!

## 三例4 駅で

しょうがい ひと  
障害のある人が  
もくてき ち い  
目的地に行くのに  
でんしゃ りよう  
どの電車を利用す  
ればいいのかわか  
らなく えず  
駅員にたずね  
たが、わかるよう  
に説明しなかった。



## 三例5 避難所で

さいがい じ きんきゅう ひ なん じょ ちょうかくしょうがい  
災害時の緊急避難所で、聴覚障害があ  
ることを伝えていたが、管理者は必要  
な情報提供を音声でしか行わなかった。



## 三例6 役所で

やくしょ かいぎ まね しょうがい  
役所での会議に招かれた障害  
のある人が、内容を理解するた  
めのサポートが必要だと申し出  
したが、何の対応もしなかった。



こんなことはやめましょう

②



× 施設などの出入り口に近く、スペースも広  
くあってある障害者等専用駐車場に駐車  
する。

こんなことはやめましょう

③



× 飲食店などの中に身体障害者補  
助犬(盲導犬など)がいると、  
店員にクレームをつける。





# こんなことで

# しょうがいひと 障害のある人を

## 三例① お店で

視覚障害のある人に、レストランのメニューに書かれている内容などを店員が読み上げながら説明する。



## 三例② 受付で

聴覚障害のある人に、ホテルや娯楽施設などの受付で、筆談や手話など音声とは違う方法でコミュニケーションをとる。



## 三例③ 出入り口で

車いすを利用している人などのために、出入り口にスロープを設置するなど出入り口の段差をなくす工夫をする。



## みなさんも協力しましょう！

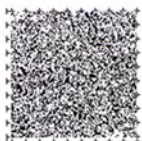
障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人の個人的な関係などで課せられる義務ではありませんが、豊かな共生社会を実現するために、みんなで助け合うことは大切なことです。

## こんなことで協力しましょう

①



電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くでは、携帯電話の電源を切るなどのルールを守る。





# サポートしましょう!

## 例4 駅で

くるま 利用している人が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅の駅員などが手助けをする。



## 例5 空港で

くるま 利用している人など歩行が困難な人の場合は、ほかの乗客よりも優先的に搭乗の案内をする。



## 例6 役所で

知的障害がある人から申し出があったときなどは、特にゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。



### こんなことで協力しましょう ②

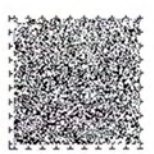


くるま 利用している人の手の届かない陳列棚の商品などを代わりにとって手渡す。

### こんなことで協力しましょう ③



障害のある人に対する優遇措置(そのような措置で事実上の平等になる)に不平等感を抱かない。





# みなさんの声をお聞かせください

## 障害者差別にかかわる相談窓口

まずは  
役所の窓口へ

障害を理由とする差別にかかわる相談や紛争解決については、担当窓口にご相談ください。そこで解決ができない場合も、その内容に応じた適切な相談窓口が紹介されます。

窓 口	電 話	FAX
当該事案にかかわる事務を所管する課	03-3715-1111 (代表)	—
健康福祉部障害施策推進課計画推進係	03-5722-9848	03-5722-6849
東京都障害者権利擁護センター(広域支援相談員)	03-5320-4223	03-5388-1413

## 「障害者差別解消支援地域協議会」のネットワーク

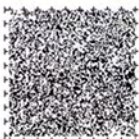


発行

目黒区健康福祉部障害施策推進課  
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15  
電話 03-5722-9848 FAX 03-5722-6849

主要印刷物番号  
2-6

発行日 令和2年9月



UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。 VEGETABLE IL INK

禁無断転載©東京法規出版 SG030070-S15